

NPO 法人日本エコツーリズム協会グッドエコツアー制度に関する規約

(名 称)

第1条 本制度は、「NPO 法人日本エコツーリズム協会グッドエコツアー制度」(以下「本制度」という)という。

(目 的)

第2条 本制度は、エコツアーの質を維持・向上させることにより、消費者が安心して質の高い商品を選択できる環境を作り出し、同時にエコツーリズムの考え方に則った活動をしているエコツアー事業者を支援することを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するため、次の項目に沿って本制度を実施する。

(応 募)

第4条 応募の要項を次のように定める。

2 応募対象

下記の全ての項目に該当するツアー商品とする。

- (1) 自然や文化を紹介するガイドが同行する。
- (2) 国内を訪問先とする。
- (3) 消費者が継続して同内容のツアー^{*1}に参加できる(シリーズ^{*2}も応募可)。
- (4) 有料で提供されている。

3 応募者資格

下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国内でエコツアーを主催する旅行業者
- (2) 国内でエコツアーを主催する地域のガイド・団体

4 応募方法

(1) 応募書類(シリーズは注釈参照)

- 1) 応募用紙
- 2) チェックリスト
- 3) 外部推薦者2名分の推薦状
- 4) 審査料振り込み伝票のコピー
- 5) ツアーパンフレットなど

(2) 応募書類の配布

応募用紙とチェックリスト、推薦状は NPO 法人日本エコツーリズム協会(以下「JES」という)ホームページよりダウンロードとする。

(3) 応募の受付

上記応募書類のうち1)、2)は電子メールでの送付とし、3)、4)、5)は郵便または託送にて送付

(有効期間・更新)

第5条 本制度の有効期間及び更新の方法を次のように定める。

- 2 有効期間は2年間とする。
- 3 更新時には再度審査を受けるものとする。

(審査)

第6条 JES は審査委員会を召集し、応募ツアーが推奨に値するか否かの審査を行う。

2 審査基準

下記の事項を全て満たしているツアーを推奨に値するものとする。

- (1) 応募書類一式の提出
- (2) チェックリストについて
全ての必須項目を満たしている。
- (3) 外部推薦者2名分の推薦状について
事業者や団体内部の関係者ではなく、外部推薦者によるツアーに関する推薦理由が記入されている。

3 審査料

- (1) 1ツアーにつき審査料は3,300円(税込み)とする(シリーズの場合については注釈参照)。
- (2) 審査料は、審査の結果に拘らず返却しない。

4 審査委員会

- (1) 審査を行うための審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員会は年3回実施する。
- (3) 審査委員会は専門家、有識者、旅行会社、消費者で構成される。
- (4) 審査委員はJES 理事、アドバイザー、会員から任免する。
- (5) 審査委員の任免はJES 会長が行う。

(公表)

第7条 JES は推奨に値するツアーと認められたツアーの公表を行う。

2 推奨ツアーの応募用紙、チェックリスト、外部推薦者2名分の推薦状は、JES ホームページ等の媒体で公表を行う。

3 JES は、推奨ツアーの公表のため、提出された書類を自由に使用できるものとする。

(特典)

第8条 審査の結果、推奨に値するツアーと承認された場合、次の特典を与える。

2 ロゴマークの授与

- (1) ロゴマークは推奨ツアーに対して授与される。
- (2) ロゴマークの授与に際しては事業者と次の覚書を取り交わす。
 - 1) ロゴマーク使用に関するルール
 - ① ロゴマークは推奨が認められたエコツアーについてのみ、使用できるものとする。
 - ② 有効期間を過ぎたロゴマークの使用を禁止する。
 - ③ その他のルールについては、契約時にJESより譲渡するロゴマーク使用規定に従う。

(評 価)

第9条 推奨を受けたツアー商品が実際にチェックリストの項目を遵守していることを確認する。

2 推奨エコツアーに参加した旅行者の感想や評価をJESホームページを通して得ることで、モニタリングを行う。

(更 新)

第10条 推奨ツアーは、有効期間内に再審査を受けることができる。

(推奨の抹消)

第11条 推奨に値しないツアーと見なされた場合は、推奨を抹消する。

以下の2～3のいずれかに当てはまった場合、JES から指導・勧告を行う。その後、改善が見られなかった場合は、有効期間内であっても、推奨を取り消す。この場合、推奨抹消の旨と理由を明示した書面を、推奨ツアー主催者宛に送付する。

2 チェックリストの回答に虚偽があった場合

3 第8条2(2)1「ロゴマーク使用に関するルール」を違反した場合

(改 訂)

第12条 本制度は、施行開始後において必要と認められた場合は適宜改定することができる。

(事務局)

第13条 本制度の事務局は、JES に置く。

(補 足)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が定める。

付 則

1 この規約は、平成17年9月1日から施行する。

※1、※2:グッドエコツアー制度規約注釈参照